

生駒市地域公共交通活性化協議会分科会規程

令和元年 5月17日制定
令和2年12月23日改正
令和5年 7月19日改正
令和6年 6月28日改正

(趣旨)

第1条 この分科会は、生駒市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき協議事項等に関して専門的な調査及び検討を行うものである。

(組織)

第2条 分科会は、下表に掲げる委員を持って組織する。

(会議の運営等)

第3条 分科会は、分科会会長が招集し、副会長は、委員の中から分科会会長が指名する。分科会の運営については、規約第9条第2項から第8項を準用するものとする。

附則

この規程は、令和元年5月17日から施行する。
この規程は、令和2年12月23日から施行する。
この規定は、令和5年7月19日から施行する。
この規定は、令和6年6月28日から施行する。

○	学識経験者	室崎 千重
	生駒市北地区自治連合会長	阪本 隆利
	公募市民委員	新井 玉代
	奈良交通株式会社自動車事業本部乗合事業部	統括部長
	近畿運輸局奈良運輸支局長	本田 泰彦
	奈良県県土マネジメント部リニア・地域交通課長	深田 大寛
◎	生駒市	副市長

◎分科会会長
○分科会副会長